

国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について

令和3年10月1日

学 長 裁 定

国立大学法人お茶の水女子大学は、お茶の水女子大学憲章の精神、本学が掲げる行動規範を実現するため、以下の方針に則り、将来に向かってその法人経営を担う人材（以下「法人経営人材」という。）を戦略的かつ計画的に育成する。

1. 法人経営人材を担う人材の確保

- （1）学長の選任に当たっては、「お茶の水女子大学学長選考規則」第3条第1項の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する適任者を学内外から広く求める。
- （2）理事及び副学長（以下、「理事等」という。）の選任に当たっては、所掌する分野で求められる知識や能力はもとより、国内外の高等教育・学術研究の動向を十分に把握している適任者を登用する。
- （3）学長を補佐する副理事及び学長特命補佐等の選任に当たっては、所掌する分野で求められる知識や能力を重視するとともに、国内外の高等教育・学術研究の動向を十分に把握している適任者を登用する。

2. 法人経営人材を担う人材の育成

- （1）学長を補佐するポストを置き、将来性のある中堅・若手教員や女性教員を戦略的に登用し、理事等の企画立案に積極的に関与させるなど、早い段階から法人経営の感覚を身につけさせる。
また、本学及び外部機関等が主催する法人経営人材を育成するための研修等の受講や、多様な啓発の機会に積極的に参加させるなど、法人経営に必要な能力開発の機会を提供する。
- （2）事務職員には、法人経営に関わる職を経験させることにより、中長期的な視点に立って計画的に育成するとともに、教職協働を推進するため、法人経営に関する情報収集・分析、企画立案、意思決定の過程に参画させる。